明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（一九〇）　二
○沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を改正する政令（一九一）　一〇
○関税法施行令等の一部を改正する政令（一九二）　二
○確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（一九三）　三
○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一九四）　三
〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一二）　三
〔告　示〕
○端末機器の技術基準適合認定及び設計認証の報告に関する件（**総務**三九五）　四
○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（**農林水産**一〇一一）　一七
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一〇一二）　一九
○道路に関する件（**関東地方整備局**二六四、二六五）　一九
〔公　告〕
諸事項
官庁
捜査特別報奨金関係
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、日本電気計器検定所特定計量器型式承認関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二〇
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（外務省）

1　在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二一年八月一日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（防衛省）

1　特定振興駐留軍用地跡地に指定された楚辺通信所、読谷補助飛行場及び瀬名波通信施設に係る特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九二号）（財務省）

1　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」という。）及び経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「ベトナム協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に関する所要の規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第六一条関係）

2　スイス協定及びベトナム協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束にこれらの協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の二関係）

3　特恵関税制度について、ベトナムを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

4　スイス協定及びベトナム協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、割当ての方法及び基準等に関する所要の規定の整備を行うとともに、当該制度の対象品目を別表に追加することとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第一条及び別表第一～別表第四関係）

5　この政令は、スイス協定の効力発生の日から施行することとした。ただし、1、2及び4のうちベトナム協定に係る部分並びに3については、ベトナム協定の効力発生の日から施行することとした。

◇確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（厚生労働省）

1　確定拠出年金の掛金の拠出限度額について、引き上げることとした。

2　この政令は、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二二年三月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。